

開 議 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、平成24年第3回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

3番、東梅 守君及び5番、阿部俊作君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 報告第2号 損害賠償額の専決処分の報告について

日程第4 議案第5号 損害賠償額の決定及び和解について

日程第5 議案第6号 損害賠償額の決定及び和解について

日程第6 議案第7号 平成23年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第3、報告第2号損害賠償額の専決処分の報告についてから日程第6、議案第7号平成23年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについてまで、4件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） おはようございます。

平成24年第3回大槌町臨時議会に係る報告1件及び議案3件、計4件の議決事件について、一括で提案します。

報告第2号損害賠償額の専決処分の報告については、平成23年12月3日土曜日、午後11時ごろ、大槌町小鎚第23地割126番地、大槌町中央公民館前駐車場で発生した車両事故について示談が成立し、損害賠償額を専決処分したことから、地方自治法第180条第1項及び大槌町長専決条例第2条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第5号損害賠償額の決定及び和解については、平成23年12月11日、日曜日、午前8時30分ごろ、大槌町小鎚第17地割43番地付近の小鎚第4仮設団地内駐車場で発生した車両事故について損害賠償額を決定し、和解するもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号損害賠償額の決定及び和解については、平成23年12月11日、日曜日、午前8時30分ごろ、大槌町小鎚第17地割43番地付近の小鎚第4仮設団地内駐車場で発生した車両事故について損害賠償額を決定し、和解するもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号平成23年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについては、防災集団移転促進事業及び都市再生区画整理事業計画案作成に係る業務委託、災害公営住宅整備に係る調査設計業務委託に関する予算措置等の補正を行うもので、補正追加額は2億3,114万2,000円で、歳入歳出総額は265億4,190万4,000円となり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

どうぞよろしく願いいたします。



日程第3 報告第2号 損害賠償額の専決処分の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第3、報告第2号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 報告第2号損害賠償額の専決処分の報告について、専決処分書で説明いたします。

1. 損害賠償の相手方は、大槌町安渡一丁目7番5号 佐藤定男。2. 損害賠償額の額は12万8,237円です。3. 示談の内容は、損害賠償額について双方とも、今後いかな

る事情が発生しても異議を申し出ないものとするものです。4. 損害賠償の原因は、平成23年12月3日土曜日、午後11時ごろ、大槌町小槌第23地割126番地、大槌町中央公民館前駐車場内において、避難所であった大槌町城山公園体育館に設置していた貯水タンクが強風で飛ばされ、駐車していた車両に衝突し、損害を与えたものです。専決年月日は、平成24年2月20日です。以上、報告します。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この原因のところで、12月3日午後11時ごろとあるんですが、11時ごろこの相手方は中央公民館で何かされていたんでしょうか。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤館和彦君） 中央公民館の管理人の方です。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） 今後のために話したいと思うのですが、タンクの直接の管理担当者というのは、だれがやっているのですか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 中央公民館の館長です。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） みんな知っているとおおり、大槌は風の強いところだから、飛ばば冬期間なんか何をやるにでも風を気にしてやっているわけですが、やっぱりその辺気を使ってもらわないと二度あることは三度あるで。そういうことで上司の方々が気を使って、そういうところを指導してくださればいいんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 十分に気をつけるようにしたいと思いますし、管理者はもちろんですけれども、各職員にもそういうことで心配りするように注意するようにいたします。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） 3件とも突風だとか強風と書いてあるんだけど、風が原因であるわけですけども。

それで、けさはテレビついていなかったんだけど、一日じゅうテレビつけている部屋もあるんです、仕事中に。普通、どこの事務所に行ってもテレビなんかつけていな

いなと思うんだけど、そういうこと等も含めて何というのか、危惧するね、やっぱりマナーというのか、そういうのもあわせてお願いしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

本件は、地方自治法第180条第1項及び町長専決条例によって長の専決委任事項でありますから、ただいまの説明をもって報告処理いたします。

○

日程第4 議案第5号 損害賠償額の決定及び和解について

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第5号損害賠償額の決定及び和解についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第5号損害賠償額の決定及び和解について説明いたします。

1. 損害賠償の相手方は、大槌町小鍬第17地割第43番地1、大槌町小鍬第4仮設団地10-5 小國哲男。2. 損害賠償額の額は55万8,054円であります。3. 和解の内容は、大槌町は相手方小國哲男に対し、損害賠償額55万8,054円を支払い、相手方小國哲男は大槌町に対して、本件に関し、今後損害賠償額に係る金員を除き、一切を請求しないものとするものであります。4. 損害賠償の原因は、平成23年12月11日、日曜日、午前8時30分ごろ、大槌町小鍬第17地割43番地付近の小鍬第4仮設団地内駐車場で開催されたエコハウスおおつち完成式典会場において、町が設置したテントが突風にあおられ、駐車していた車両に衝突し、損傷を与えたものであります。以上、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎君。

○12番（野崎重太君） 聞いてみたらあっちも同じような問題だから、ただ、とりあえず聞いておきます。

まず一つは専決処分ということで、2月20日にそれは決まったから専決処分なんだ。今度の場合は、同じような議案で議決を求めるといことなんだけれども、12月3日と12月11日に起きた事故ですけれども、今まで一緒に専決ができないというこの理由は、相手があるからだけれども、それ以上のところはどこでどうなって

片方は議決を求める、片方は専決だということの内容をお聞きしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤館和彦君） それに関しましては、町長の専決処分の金額が3,000万円と
いうことで決められています。そういうことを受けております。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第5号損害賠償額の決定及び和解についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

○

日程第5 議案第6号 損害賠償額の決定及び和解について

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第6号損害賠償額の決定及び和解についてを議題
といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） それでは、議案第6号損害賠償額の決定及び和解について説
明いたします。

1. 損害賠償の相手方は、大槌町須賀町10番13号 三浦広明。2. 損害賠償額の額は
35万8,617円です。3. 和解の内容は、大槌町は相手方三浦広明に対し、損害賠償額35
万8,617円を支払い、相手方三浦広明は大槌町に対して、本件に関し、今後損害賠償額
に係る金員を除き、一切の請求をしないとするものであります。4. 損害賠償の原因は、
平成23年12月11日、日曜日、午前8時30分ごろ、大槌町小鎚第17地割43番地付近の小鎚
第4仮設団地内駐車場で開催されたエコハウスおおつち完成式典会場において、町が設
置したテントが突風にあおられ、駐車していた車両に衝突し、損傷を与えたものであり
ます。以上、ご審議よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第6号損害賠償額の決定及び和解についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

○

日程第6 議案第7号 平成23年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第7号平成23年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） それでは、議案第7号平成23年度一般会計補正予算（第8号）を定めることについてご説明いたします。

1 ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

9 款地方交付税 1 項地方交付税、補正額 1 億 1,557 万 1,000 円は、災害公営住宅調査設計業務のほか 2 件の事業に係る事業費 2 分の 1 の災害復興特別交付税であります。

13 款国庫支出金 2 項国庫補助金、補正額 1 億 1,557 万 1,000 円は、災害公営住宅調査設計業務ほか 2 件の事業に係る事業費 2 分の 1 の国庫補助金であります。

2 ページをお願いいたします。

歳出。

8 款土木費 1 項土木管理費、補正額 198 万円の減は、安渡地区の急傾斜地崩壊対策事業県負担金であります。本年度は事業を実施していないことによる減であります。

4 項都市計画費、補正額 1 億 2,614 万 2,000 円は、防災集団移転促進事業計画案作成業務委託料及び都市再生区画整理事業計画案作成業務委託料であります。

5 項住宅費、補正額 1 億 698 万円は、災害公営住宅調査設計業務委託料であります。仮設住宅の光熱水費及び今回の議案で提出しました 2 件の賠償金も計上しております。

3 ページをお願いします。

第2表 繰越明許費。以下、表を読み上げます。

8 款土木費 4 項都市計画費、事業名防災集団移転促進事業 7,600 万円、8 款土木費 4 項都市計画費、事業名都市再生区画整理事業 5,014 万 2,000 円、8 款土木費 5 項住宅費、事業名災害公営住宅整備事業 1 億 500 万円。今回の 3 件の事業に関しましては、年度内に補助金の交付決定を受け、発注しますが、委託期間が翌年度へ及ぶため繰越明許費を

設定するものであります。以上、ご審議よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

3 ページ、第 2 表 繰越明許費。進行します。

6 ページ、歳入、9 款地方交付税 1 項地方交付税。進行します。

13 款国庫支出金 2 項国庫補助金。進行します。

7 ページ、歳出、8 款土木費 1 項土木管理費、進行します。

4 項都市計画費。

東梅康悦君。

○6 番（東梅康悦君） この 2 件の委託費に関して、若干お聞きします。

まず、2 件の金額が高いのか安いのかというのはちょっとわからないんですけども、この 7,600 万円あるいは 5,014 万 2,000 円というこの数字が、どのように積算されてこうなったのかということをもまず教えてください。

そしてまた、この事業は実質、来年度以降になるんですけども、どのような団体にどのような相談で、どのようなところを選んで委託するのかということをおあわせてお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） まずその金額なんですが、町でも昭和 35 年以降区画整理事業がありまして、その後担当者がいないということでうちのほうで、盛岡市が土地区画整理事業やっていますので、このあたりいただきました。その内容で一応概算ですけども、事業費を算出しております。防集事業も内容的には同じということなので、同じような積算方法で事業費を出しました。

それから、今後の委託業者ということなんですが、実は今回一般的な話なんですが、町で実施してきていました指名競争入札が考えられます。ただし、今の 2 件については神戸市さんと盛岡市さんのほうから、入札に関して指名された業者に、あとは落札業者等の情報を得ています。ですから、それらを含めた業者選定方法と、そのほか例えば今の独立行政法人の都市再生機構さん、実は今度の大震災で災害公営住宅のほうなんですけれども、南三陸町と塩釜市さんがもう協定を結んで実施しているということなので、それらも含めて視野に入れて、今後は業者の選定方法の方向性が決まりましたらば、再度、産建常任委員会等でいろいろお諮りしたいと考えています。よろしく願いします。

○6 番（東梅康悦君） それにかかわらず、これから復興に向けていろんなお金が大き

動くと思います。だれもが経験したことがないものなので、いろいろな自治体をまず参考にしながら進めていかなければならないと思うわけですが、ただ、言えることは、値段のわからないものを言い値でわかりました、買いますというようなことはないと思うんですけれども、この震災復興に向けて、何百億何千億というお金がおりるわけで、変な言い方をすれば、そのお金をねらっている人間もいるやに聞いております。それはいい意味でも悪い意味でもです。ですので、そこら辺はまず慎重には慎重を期して、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上であります。

○議長（阿部六平君） 進行します。5項住宅費。

芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 全協の中で市、町の発注する公営住宅の土地というのか、大ケロと屋敷前という2件続いているところなんです、今後県営、町営あると思ひますけれども、規模数によれば今回100戸なので、たしか町営でももっともっと戸数が必要だと思ひますが、県で検討している場所等があればご紹介いただきたいと思ひます。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 今地権者等に確定ではないですけれども、もしここにそういう計画があれば、ご協力願えますかという形で、今用地交渉を進めております。その中で、県のほうで考えられるのは、今の後藤採鉱所の下流側に、今田んぼがあるところがあります。その部分も今検討しているところです。大槌中学校の跡地、ふれあい運動公園サッカー場駐車場敷地、いろいろあるんです。一度、実は町長以下、その候補地、予定地は一回りしています。今後それらを精査して、ある程度の形を予定地として図面化して、議員の皆様にお示ししたいなど。全部で今23カ所ほど、あくまでも予定地ですけれども考えております。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 大ケロも屋敷前も浸水はしたけれども、この前の説明だと1階の構造を駐車場にして2階から居住にするか、1階の構造をRCにして2階以上を木造にすることによって、今回並みのものが来ても十分耐えられるんだという説明があったと思ひます。ということは、例えば住宅地を形成する場合、公営住宅、県営住宅等で町長みずからなりわいだとか、もとの場所に戻るといふ表現はしないですが、なりわいを中心とした云々というのがたまたま聞かれると。地域においては、例えば高台移転をすることによってポケット状態になる中心部も出てくると思ひます。

その中で、今回私はこの大ケロ、屋敷前、画期的だと思うんです。浸水はしたけれども、高床でやって水が来ないようにすれば住めるということを町がやるということなわけで、それがほかの地域にいった場合に、今後1メートルとか2メートルの浸水エリアであれば、2階建てで1階が駐車場であればどんどん公営も推進していくような方向にあるのであれば、地域の意見を聞きながら、じゃあ例えば吉里吉里においてはこの辺がいいのではないとか、逆提案ができるような気もするんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） やはり地域にとっては防集事業とか、山を崩さないとなかなか土地が確保しにくいような場所もあります。その中で、今の大ケロ町営住宅跡地、屋敷前の町営住宅跡地については、浸水はしていますけれどもそれらを防御する構造であれば進めていきたい。各他の地区もやはり町民、住民というか、いろいろな感情はあるとは思いますが、それらをクリアできれば、もうどんどんそういう手法をとっていければと思います。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） ご存じのとおり大槌が浸水しなかったのは山手のみになっております。そういう中で町を再形成するに当たって、浸水規模も7メートル浸水したところに住宅なんてだれも考えていないわけです。ただ、ぎりぎり浸水したところ、1階だけに水が入ったところ、泥をかき出せば、でもやっぱり住宅地では住めないから壊したところもかなり多い数があると思うんです。感情とすれば、防集によらないで、できればもとのところに戻りながらという住民の声も多く聞かれます。建てる建てないはまた財源の問題もあるけれども。そういった場合に、どのぐらいの浸水エリアであれば住宅を建てながら、個別の住宅ができなければ公営住宅に敷地を町のほうで買い取っても、そこら辺に話を聞くと3階建て5階建てのRC構造だとかという県営とかそういうものもありますので、そこら辺も積極的に検討することによって、やはり住民が一番不安なのがどこに住めるのかという話なんです、常に。まだまだ答えが出ないというのが実際だと思うので、そこら辺も前向きに検討していただければと思うので、最後よろしく願いします。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） やはり町民の意思、合意形成、これからいろんな事業を

含めて一番大事なところだと思います。それら町民の意見をできるだけ反映した形で事業を進めたいと思います。私、地域整備課なんですけれども、それに関しては頑張ります。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 今の芳賀議員の質問の趣旨というのは、町内全域の浸水の度合いによっては、生かされる土地もあるのではないかという趣旨だと思うんです。そうしたとき、例えば今桜木町も住んでるんです。そうすると、大ケロとか屋敷前に町営住宅を建てようとしている。あの地域は本当にぎりぎりの場所だったんです。そうした考え方に立って町内全域、本当は早目早目に町内全域の線引きというものを町民に知らしめるべきであります。その実施計画について若干、今足踏み状態であります。そのことについては、いずれ早目早目に住民説明会をしながら、そういう建てられる場所、建てられない場所について、早急にお話し合いをしていかなければならないと思っています。

今回のような町営住宅については、大変今大槌町が、競売が、そして平地が少ないという中でぎりぎりの線でここならば高床的にやれば大丈夫だろうということの意味合いで今回こういった場所を設定したわけですが、今後においては、先ほど言ったように早目早目の線引き、あるいはこの浸水区域で今なお生活している方々を含めた防災意識の交流とか、あるいは訓練等もしていかなければならない。それにあわせてやっていくことが必要だろうと思っています。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） 芳賀さんの質問に私が聞きたいこと、町長が最初に答弁したような格好なんですけれども、再度またお伺いいたします。

今町長が答弁したように、町営住宅を大ケロに建てるということは、似たような浸水地域があるわけです。そうした場合は、今建築の制限というまでではないんですけれども、ちょっと待ってもらっている状態ですよね。そうした場合、同じような状態、土地があった場合、役場が建てたからこの土地は解禁になるのかなと思う町民の方々もいると思いますので、私が言うのは、例えば花輪田とか桜木町などがそう思われると思うので、そこら辺は役場がまず建てるけど、この地区に関してはちょっと実施計画がまだ定まっていないので少し待ってくださいよというような感じの、地域に入っただの説明会等も今後考えられるということによろしいわけですね。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 東梅議員おっしゃったとおり、地区の住民に対してそのような説明の機会をこれから持っていかなければならないなと思っています。浸水区域の中で今なお住んでいる桜木町とか、あるいは花輪田地区もあるわけです。桜木町地区については、今指示している中では城山林道への避難路をまず確保せよということで動いているわけですが、民間のほうでもNPOというのもこの桜木町の住民と、どういう場所にどのような形の避難路がいいのかということも話し合われると聞いております。私どもも避難道の確保等については、早急の対策だと考えております。いずれにしても、この町内をどのように線引きしていくかについては、この実施計画とあわせながら。また、実施計画ができない中でも、いろいろな事業の説明ともあわせながら説明会を実施してまいりたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） さきの全員協議会で源水地区について今までの状況、そのまま建てるのではなく、かさ上げのような話も出てまいりましたけれども、高齢者はなるべく2階には住まないとか、今まではそういう防災計画、避難の対策をとってきたわけですが、河川の堤防をかさ上げすることによって若干今までと違う、安全地域も生まれてくると思いますが、そういう防災安全対策を講じながら進めるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 基本計画の中で防潮堤に重点を置いた形の計画ができ上がったわけです。そのことによって、今の3・11で浸水した区域が、浸水するであろう地域がずっと下がってくるわけです。したがって、あの基本計画の中で考えると、源水地域、大ケ口地域は浸水地域でなく、沢山も含めて将来的にはそうなります。しかしながら、実際その防潮堤は現在できていないわけですので、したがって、そのためには危険が伴うわけです、完成するまでには。その間のためにも、いわゆる高床式とか、そういう形を持ってくるということですので、今のような3・11で浸水した地域全部がそういう形になるということではないと私たちは理解します。その防潮堤ができた暁には、当然浸水区域でない場所もできている。桜木町も近いし、花輪田も近いという形になる。その段階的な、しかしながら公営住宅はいずれ用地が、あそこは町有地ですからいち早く確保できると。そのために、堤防がない状態の中でいかにするかという形の中で、全協では高床式もあるだろうというような説明を申し上げておりますので、段階的に浸水区域

というのは変わってくるというような形になると思いますので、その辺がもう最後まで、あそこはそういう形で、危険なんだよということにはならないかなと考えております。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） わかりました。

ただ、14.5メートルの防潮堤に関しては、まだ詳しい説明がなっていないわけですので、それを前提にするというのも、もうちょっと説明が必要ではないかなと私は考えます。あその場所においては、小鎗のほうも桜木町もそうなんですけれども、今後津波、ほかに大雨、洪水、そういうのと同じだと考えた場合に、水が市街地に入らないということは、河川の堤防のかさ上げなども検討するべきではないかなと思っています。そこにかけるに当たって今後、設計業務の中にそういうのが入らないのかなということで質問したいわけなんですけれども、どうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（佐々木 彰君） その防潮堤をつくることによって、津波の問題についてはあそこは浸水しないということになるわけですね。ただ、要は今の洪水とか台風とか何かのことで河川としての堤防のことについては、また別の問題になろうかなと思いますが、今回の震災復興という形の中で、津波によって被災した、どうやって復興するかという形の中では、あそこに防潮堤をつくることによって浸水しなくなるということなわけです。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） 調査設計ということの委託の中で、こっちの城山の山の高い位置と、それから地形を見て、堤防を若干かさ上げすることによって、かなりの津波あるいは大雨、そういうのを防げる構造になるんじゃないかなと思いますので、やはり表だけの大きな堤防に頼るだけじゃなく、その地域の特徴、地形を見ながらかさ上げ、河川の堤防、そういうのを考えたらどうでしょうかと思います。

○議長（阿部六平君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木 彰君） ただ、通例基本的に12月29日に決定した復興基本計画の中では、地域の皆さんからご意見をいただいて、結果として、防潮堤14.5メートルというのは被災をされた方たちの中で基本計画が策定されている。その中でそれを前提に考えると津波はそこで、源水、沢山含めて津波は防げるんだと、浸水はしないんだと。あそこを超えて来ることがあっても浸水はそこまでしないという計画の中にあるわけで、今後

実施計画の中でそれらも再度検討も必要かとは思いますが、いずれにしても前提はそういうことではないかなと、私の理解はそういうことになっておりますが、今後の参考にさせていただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） 話をしようと思っておりましたが、阿部委員からいろいろと出されましたけれども。公営住宅がおのずと沢に入っていく。また何遍も同じことになりませんが、津波もそうですけれども、堤防のかさ上げは必ず並行してやらなければならないと思うんです。1メートルでも2メートルでも。今、津波のほうばかり重点にお話しされていますけれども、必ず5年か6年に1回は大水が出ますから、堤防のかさ上げをするとか、あるいはお願いですが、日当たりだとか採鉱所の下流というのが出ましたけれども、あの辺は私、避けたほうがいいなと思います。そういうことでぜひ今やってもらいたいのは、両河川のかさ上げの問題、詳しいことはまあ、桜木町と言えませんが、それも併せてお願いしたいなと思ってます。

○議長（阿部六平君） 三浦君。

○1番（三浦 諭君） これから源水、大ケロ地区、公営住宅確定だと思うんですけれども、そのほか候補地として先ほど整備課長言われました中学校であったり、そういったところで が恐らく源水、大ケロふえてくるかと思えます、計画の中で、たしか大石の淵から、中学校あたりまで都市計画道路の計画あったと思うんですけれども、そういったところは実施される予定がございますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 都計道路として大ケロ線が都市計画決定になっております。今の法線は山沿いを走っている状態なんです、交付金事業には計上してあります。大征橋の新設あるいは拡幅についても申請してありますので、多少法線は変わってくるのかなと、今計画段階なんですけれども現況的に言えば今の道路に沿った拡幅が主な計画になってはいますが、その法線についてもやはり今後計画をしていかなければならないかなと思っています。

○議長（阿部六平君） 三浦君。

○1番（三浦 諭君） 特には今の時期ですけれども、雪が降りますと日当たりも悪いので結構危険な地域等がございますので、道路整備も復興計画のほうも進めていかれるとよろしいかと思えます。それと似たようなことになりませんが、がけ崩れがございます

ので、そちらのほうもあわせて進めていかれるのがよろしいかと思えます。以上です。

○議長（阿部六平君） いいですか。（「はい」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第7号平成23年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後10時44分

上記平成24年第3回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員